

平成4年度 所得制限限度額表

扶養親族等の数	児童手当		特例給付	
	所得額	収入額	所得額	収入額
0人	147.6万円	234.4万円	363.0万円	515.6万円
1人	177.6万円	277.3万円	393.0万円	553.1万円
2人	207.6万円	320.1万円	423.0万円	590.6万円
3人	237.6万円	358.9万円	453.0万円	625.0万円
4人	267.6万円	396.4万円	483.0万円	658.3万円
5人	297.6万円	433.9万円	513.0万円	691.7万円
6人	327.6万円	471.4万円	543.0万円	725.0万円
7人	357.6万円	508.9万円	573.0万円	758.3万円
8人	387.6万円	546.4万円	603.0万円	791.7万円

児童の年齢についての経過措置

第1子	児童の年齢	経過措置
第1子	平成3年1月2日以後に生まれた児童	3歳の誕生日の属する月分まで支給
	昭和62年1月1日～昭和62年12月31日生まれの児童	5歳の誕生日の属する月分まで支給
第2子以降	昭和63年1月1日～昭和63年12月31日生まれの児童	平成4年12月分まで支給
	平成元年1月1日～平成元年12月31日生まれの児童	4歳の誕生日の属する月分まで支給
	平成2年1月1日～平成2年12月31日生まれの児童	平成5年12月分まで支給
第2子以降	平成3年1月1日以後に生まれた児童	3歳の誕生日の属する月分まで支給

児童手当・特例給付の受給者の人は、毎年六月中に児童養育の現状などを確認するため、現況届の提出が義務付けられています。

六月三十日までに、役場(住民課)に必ず提出して下さい。届けを提出しないと、六月以降の手当を受けられないことがあります。また、平成三年度分の所得が、限度額を超えていると受給資格がなくなりますが、限度額を超えていると受給資格がなくなりませんのでご了承ください。

※児童手当の受給資格のある人でまだ、手当の受給をして

児童手当現況届けについて

いない人は、認定請求をしてください。

●お願い
児童手当の支払事務の電算化に伴い支払金融機関を次のとおり限定させて頂きますのでそれ以外の金融機関を利用されている方は、お手数でも金融機関の変更をお願いします。

指定金融機関
・第四銀行月潟支店
・巻信用組合月潟支店
・月潟村農協
・新潟中央銀行白根支店

「防犯灯」を寄付

5月25日、東北電力巻営業所より防犯灯をいただきました。村内の要所に設置し、青少年の非行、夜間における事故防止に役かうことでしょうか。ありがとうございました。



第5回 特別弔慰金の請求期限について

戦没者等の遺族(公務扶助料・遺族年金等を受給している方が昭和60年4月1日から平成元年3月31日までの間に死亡等により受給資格を失った場合、残された方)に対する特別弔慰金の請求期限は、平成4年6月26日となりますので、未請求の方は期限内に住民課保健福祉係で請求手続きをして下さい。

身体障害者等に対するタクシー運賃割引制度について

身体障害者手帳又は療育手帳を所得されている方に対してタクシー運賃が1割引されることになりましたので、希望の方は住民課保健福祉係に連絡して下さい。

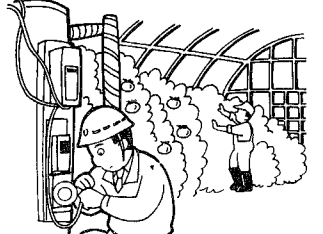
◎制度を利用される方は、「タクシー運賃割引利用券」が必要となりますので、希望の方は住民課保健福祉係に連絡して下さい。

農事用設備の電気配線にご注意

暦の上では六月十一日から入梅となります。この時期になると農事用設備の電気配線は風雨にさらされて絶縁抵抗が低下し、また人体も雨に濡れるなどして電気抵抗が小さくなります。このため感電する他の期間より非常に危険です。感電防止と接続を完全にするため、コードをつなぐときは安全なコード接続器を使用しましょう。

また、コードの止め金具や釘による打ち止めは絶縁被覆が破れて、ショートや漏電となる危険があります。正しく安全な電気配線を電気工事中に依頼しましょう。

6月 梅雨入り



農事用の機器は完全な電気設備で

保健福祉だより

7月

○事業日程

日	事業名	対象	会場
29	水	三歳児健診(内科・歯科)受け付け	月寿荘
28	火	定例健康相談会	月寿荘
23	木	幼児歯科健診	月寿荘
22	水	総合検診(循環器)結果指導会	西萱場センター
21	火	脳卒中及びその他後遺症者への結果及び過去から引き続きいた人	中之口村
17	金	機能訓練(後遺症者の集い)	月寿荘
16	木	糖尿病精密検査	月寿荘
14	火	総合検診(循環器)結果指導会	西萱場センター
10	金	機能訓練(後遺症者の集い)	月寿荘
9	木	糖尿病精密検査	月寿荘
3	金	機能訓練(後遺症者の集い)	月寿荘

クローバー教室

日	曜日	機能訓練内容
28	火	習字・組ひも・ちぎり絵
14	火	習字・組ひも・ちぎり絵



家庭の健康

がんは成人で約六十兆個、このすべてががんの遺伝子を抱えています。しかし、健康なときはがん遺伝子は眠ったままなので、何も心配することはありません。

がんが発病するのは、第一段階の遺伝子が目覚める第二段階の細胞が、がん化するという2つのステップが必要で、仮に細胞が、がん化しても、健康であればがん細胞の増殖を抑え発病にはいたりません。適度な運動は免疫機能を高め、がんに対する抵抗力を高めます。

規則正しい生活と適度な運動は、がん予防の決め手です。

年金コーナー



老齢基礎年金の繰上げ請求 よくよく考えて

老齢基礎年金を受け取る年齢は、原則として六十五歳からです。しかし、本人の希望で六十歳以上六十五歳未満の間で繰上げ請求をすることが出来ます。ですが、ここで注意しなければならぬのが、繰上げ請求をすると、年金額が下表のように減額されることです。

そして、支給開始年齢によって決まっている減額の率は受給権者の一生を通じて変わらないことです。

老齢基礎年金の計算式

$$725,300円 \times \frac{(保険料) + (保険料) \times \frac{1}{3}}{(納付済月数) + (免除月数)} \times \frac{1}{3}$$

加入可能年数 × 12

※加入可能年数は、国民年金制度が始まった昭和36年4月から60歳になるまでの年数です。

満額の年金を受けられる方が繰上げ請求する場合

支給開始年齢	年金額	差額
65歳	725,300円	満額支給
64歳	645,500円	△79,800円(△11%)
63歳	580,200円	△145,100円(△20%)
62歳	522,200円	△203,100円(△28%)
61歳	471,400円	△253,900円(△35%)
60歳	420,700円	△304,600円(△42%)